

5 疾病・6 事業

地域における医療に一層貢献するため、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、以下の5疾病及び6事業を中心に、地域の医療機関との連携強化を図っています。

5 疾病

がん

医療計画記載 86 病院

がん診療連携拠点病院等【全体】 34
都道府県がん診療連携拠点病院 3
地域がん診療連携拠点病院 29
地域がん診療病院 2



脳卒中

医療計画記載 90 病院



急性心筋梗塞

医療計画記載 66 病院



糖尿病

医療計画記載 80 病院

精神疾患

医療計画記載 46 病院

救急医療

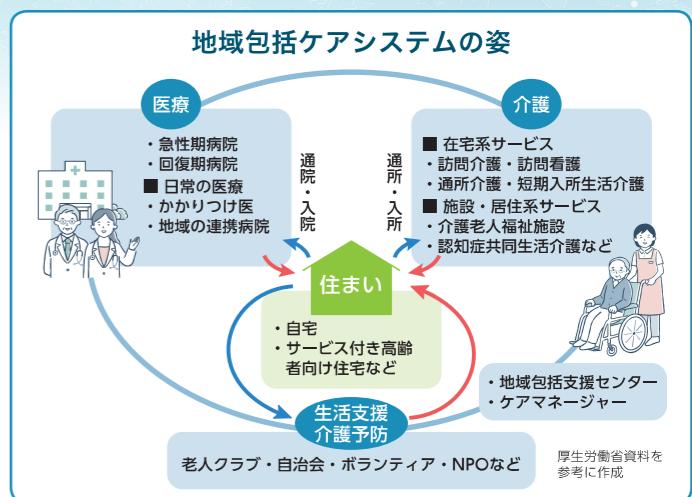
思いがけず、病気、けがをした場合の安心の砦、救急医療。国立病院機構は地域の救急医療体制強化に積極的に取り組み、地域のニーズに応えています。

医療計画記載 115 病院
救命救急センター 21 病院

地域医療

全ての病院に地域医療連携室を設置し、地域医療の質の向上のため、地域との連携を強化し、医療機関相互の適切な役割分担、機能連携を進め、効率的な医療提供体制の確立を目指しています。

国立病院機構の病院は、地域における診療拠点として、拠点病院等の認定を受けており、5疾病6事業等の地域における医療提供体制の確保に大きく貢献しています。



6 事業

小児医療・
小児救急

子どもたちが本当に必要なときに適切な医療を受けられるために、国立病院機構は地域の医療機関と密接な連携をとり、小児救急の受け入れなどを積極的に行ってています。

医療計画記載 97 病院
小児救急医療（輪番制等対応） 44 病院

へき地医療

無医地区または無医地区に準じる地区であるへき地及び離島への医療の確保のため、国立病院機構として国や都道府県と調整しながら巡回医療などを行っています。

医療計画記載 15 病院
へき地医療拠点病院 8 病院

新興感染症
発生・まん延時
における医療

社会全体に影響を与えた新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、国立病院機構は、国や都道府県と協力・連携しながら、医療提供体制の整備を進めています。

第一種感染症指定医療機関 1 病院
第二種感染症指定医療機関 17 病院



全国に占める国立病院機構の割合	NHO病院	全国	割合 (%)
総病院数	140	8,156	1.7%
地域医療支援病院	61	700	8.7%
救命救急センター	21	304	6.9%
総合周産期母子医療センター	5	112	4.5%
地域周産期母子医療センター	19	296	6.4%
基幹災害拠点病院	5	63	7.9%
地域災害拠点病院	33	713	4.6%
がん診療連携拠点病院等【全体】	34	460	7.4%
都道府県がん診療連携拠点病院	3	51	5.9%
地域がん診療連携拠点病院	29	348	8.5%
地域がん診療病院	2	61	4.4%
へき地拠点病院	9	348	2.6%

● 地域医療への貢献例

地域包括支援センターの運営*

宮城病院では国立病院機構で初めて自治体から地域包括支援センターの運営を受託し、令和2年度から運営を開始しています。

*地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域住民の医療と保健の向上、更には福祉の推進に向けた支援を包括的に行う機関です。医療・保健・介護・福祉といった様々な領域の関係機関と連携し、また、それらの社会資源を活用し、介護保険という制度を超えて高齢者をサポートするための地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担っています。

訪問看護の実施

各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて、在宅療養患者に対して訪問看護を実施しています。

訪問看護実施病院	70病院
訪問看護ステーションを開設している病院	17病院

近隣医療機関への紹介・逆紹介

各病院では、近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介、逆紹介推進のため様々な取組を行っています。

入退院支援センターにおける在宅支援

各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護・福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行を取り組んでいます。

また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っています。

医療的ケア児支援法への対応

医療の進歩に伴い増加傾向にある医療的ケア児及びその家族を支援するため、都道府県が設置することとされている医療的ケア児支援センターについて、6病院が支援センターの設置をはじめ必要な医療や障害福祉サービスにつなげる取組を行っています。

新興感染症等への対応

感染症は、ウイルスなどの病原体に感染した人に様々な症状を引き起こすだけではなく、感染した人との接触などを通じて感染が拡大し、多くの人々の生命や健康に重大な影響を与えるおそれのある病気です。

こうした感染症に対応することは医療機関の重要な役割であり、国立病院機構は新型コロナウイルス感染症の流行において、積極的に病床確保や発熱外来を実施して多くの患者を受け入れるとともに、医療従事者を派遣して他の医療機関を支援しました。

当機構は今後の新興感染症等に対してもしっかりと対応していきます。

● 国立病院機構の新興感染症等への対応

社会全体に大きな影響を及ぼした令和2年からの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国や都道府県では、平時から新興感染症等の発生及びまん延に備える医療提供体制の整備を進めています。

国立病院機構は、今後的新興感染症等に対しても公的医療機関等としての役割を確実に果たすため、各病院が地域において果たしている役割や医療機能等を踏まえ、感染症が発生・まん延した際に提供する医療措置について、都道府県との協議を進めているところです。

感染症が発生・まん延した際には、あらかじめ各病院が都道府県との間で定める医療措置(病床の確保、発熱外来の実施、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣)を実施して、国としての感染症の対応に当機構も取り組んでいきます。

● 国立病院機構の新型コロナウイルスへの対応

チャーター機の帰国者受入れ、 クルーズ船における検疫等への協力

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月30日にWHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。



横浜港に寄港したクルーズ船における活動

国立病院機構では国からの至急の要請に基づき、クルーズ船における感染者の受入れ、船内へのDMAT派遣、チャーター機の乗客が宿泊する施設への医師等の派遣に協力しました。

コロナ陽性患者の受入れと 医療従事者の応援派遣

国内での感染拡大への対応に当たっても、国立病院機構は感染拡大初期から当機構がワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や都道府県等からの病床確保や患者の受入、看護師派遣などの依頼に対して一貫して積極的に協力し、令和5年4月までに延べ約70万人の新型コロナ患者を受け入れました。



沖縄県からの要請を受け、地域の中核病院へ看護師を派遣（2021年6月～7月）

新型コロナワクチンの投与開始初期の 重点的調査（コホート調査）への対応

令和2年度に厚生労働科学研究として実施された「新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）」に分担研究機関として参加しました。国内で初めて新型コロナワクチンの先行接種を行うなど、副反応情報等の早期の集約・公表に向けて取り組みました。

令和5年度も引き続き厚生労働科学研究「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル調査」に分担研究機関として参加し、ワクチンの安全性や接種状況などの政府から国民への情報発信に貢献しています。

地域における 新型コロナワクチン接種への協力

地域における新型コロナワクチン接種については、国や都道府県からの医療従事者の派遣等の協力依頼に基づき、各病院におけるコロナ対応を含めた診療体制等に支障を来たさない範囲において、自院での個人接種や集団接種の実施、自院以外の接種会場への医療従事者の派遣や接種場所の提供など、積極的に協力しました。



内閣総理大臣・厚生労働大臣（当時）による新型コロナワクチン1回目接種の視察

セーフティネットとしての確実な医療提供

結核、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病など他の設置主体では体制の整備、経験の面で難しく、不採算とされることからアプローチが困難な分野についても、患者・家族が安心して治療、療養ができるよう、各地域の国立病院機構の病院がセーフティネットとして支えています。



● 重症心身障害、神経・筋難病

国立病院機構は、75病院が重症心身障害児（者）病棟、26病院が筋ジストロフィー病棟を有しています。

患者の多様な要望に応じてケアの充実を図るために、療養介助職を配置し、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄など、長期療養患者の生活の質（QOL）の向上の基本である日常生活のケアに関する介助サービスの提供体制を強化しています。

また、重症心身障害児（者）の在宅療養を支援するため、通所事業を推進しており、重症難病患者が、適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために、都道府県が実施している難病医療提供体制整備事業について、拠点病院、協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力をしています。

● 精神疾患、心神喪失者等医療観察法

平成17年7月の心神喪失者等医療観察法の施行により、国立病院機構は精神科病床が中心となっている14病院で医療観察法病棟の整備を進めるなど、国の政策としての同法施行に大きく貢献しています。同法に関わる全国の各職種を対象とした研修会を当機構の病院が幹事施設として毎年実施するなど、中心的な役割を果たしています。

※医療観察法とは

医療観察法は、わが国で初めての司法精神医療に関する法律です。心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的としています。

● 結核

国立病院機構は、42病院が結核病床を有し、ほぼ全ての都道府県で結核の入院医療機関として指定されており、結核医療の中心的役割を担うとともに、多剤耐性結核など難易度の高い結核に対応しています。

● エイズ

国立病院機構は、68病院がエイズ治療拠点病院として指定されており、ブロック拠点病院（仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センター）を中心として、HIV感染症を専門に扱う免疫感染症科だけでなく、HCVに対応する消化器内科等、各科横断的に総合的・包括的治療を行うための体制をとるとともに、中核拠点病院との連絡会議の開催、研修の実施等を通じてHIV感染症医療の均てん化を推進しています。

難病医療提供体制整備事業 (旧 重症難病患者入院施設確保事業)

病状の悪化の理由により、居宅での療養が極めて困難な状況となり、入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備事業。

拠点病院は、難病医療相談窓口を設置し、高度な医療を要する患者の受け入れ、難病研究会の開催、関係機関・施設への医学的な指導・助言を行っています。協力病院は、拠点病院からの要請に応じて患者の受け入れ、地域施設等への医学的な指導・助言を行っています。

難病診療連携拠点病院等	33病院
難病医療協力病院等	61病院
短期入所事業	78病院

医療の質・患者満足度向上のための取組

● 臨床評価指標や診療機能分析レポートの作成

国立病院機構は、病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析により、医療の質の向上・均一化等に貢献することを使命としており、全病院のDPC・レセプトデータ等を用いて、臨床評価指標(医療の質を定量的に計測するための“ものさし”)や、各病院の診療機能分析レポートを作成しています。

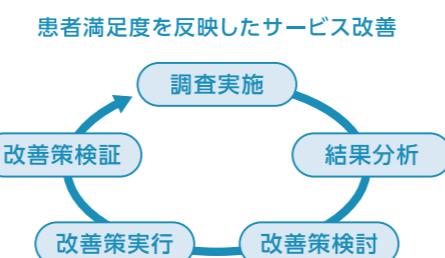


● 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者の目線に立ち、国立病院機構全体のサービスの向上を図ることを目的に、患者経験価値・満足度調査を実施しています。

令和5年度には、調査結果から各病院における改善点を見出しありやすくするための調査項目の改訂(患者が病院でどのような経験をしたのか、より具体的に把握できる調査項目の追加等)を行いました。

調査結果を活用し、引き続き患者サービスの向上に努めます。



分かりやすい説明の取組例

- クリティカルパス(治療方針、治療経過等の説明)の活用
- 患者勉強会の開催
- 医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室の設置
- 患者への説明スキルの向上を目的とした、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修の実施

相談しやすい環境づくりの取組例

- 全ての病院窓口に医療相談窓口を設置
- 医療ソーシャルワーカー(MSW)の配置
- ホームページに医療相談窓口の紹介と、問い合わせ先を掲示
- 外来ホールに総合案内を設置
- 院内各所に投書箱を設置し、ご要望へ迅速に対応する体制を整備
- 医療相談窓口で各職種が随時患者の質問や相談に対応できる体制の整備

① 九州医療センターにおける取組

患者サービス向上、患者及び紹介元医療機関の利便性、待ち時間短縮に関わる新たな取組として、令和4年2月から全診療科でLINEアプリによる新規患者の予約を開始しています。近隣の医師会長や医療機関を訪問し、LINEでの予約は患者自身で24時間いつでも予約ができること、また、紹介元医療機関の業務改善につながることなどを説明し、周知活動を行いました。LINE予約開始後、予約なし紹介患者の割合が減少し、利便性と待ち時間短縮につながっています。



② 金沢医療センターにおける取組

患者の利便性向上のため、医療情報管理アプリを導入しています。当該アプリからは診察の順番を確認することができ、待ち時間を有効活用できるほか、後払いや処方箋送信の機能も備えており、各場面での待機ストレスを解消することで満足度の向上を図りました。処方内容、採血や画像検査等の結果の確認もできるため、患者の健康意識の高まりにもつながっています。

医療安全対策の充実

● 医療安全対策への取組

平成16年4月に「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」を作成し、当機構における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策等を示しており、全ての病院に医療安全管理室を設置するとともに、専任の医療安全管理者を配置しています。また、機構本部に「中央医療安全管理委員会」を設置し、法人全体における医療安全管理対策についても取り組んでいます。

各病院から報告される医療事故情報等を集計・分析するとともに、再発防止策や医療安全対策の充実を目的とした取組内容等を毎年報告書として取りまとめ、各病院へフィードバックするとともに、ホームページで公表することにより、全国の医療機関における医療安全対策の充実にも寄与しています。

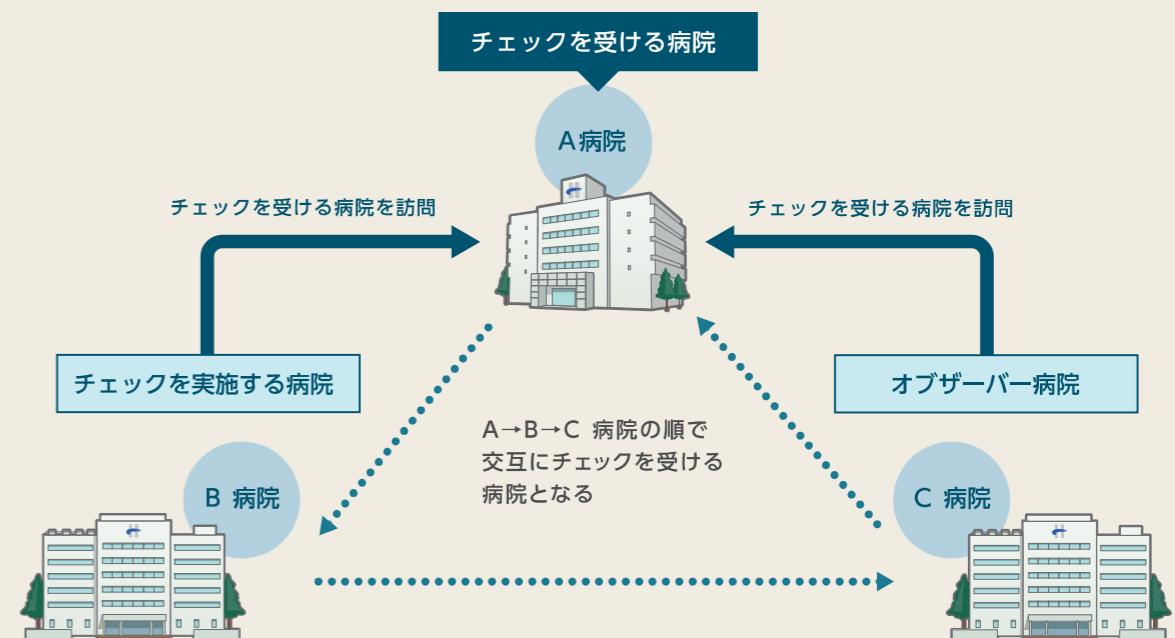
● 病院間における医療安全相互チェック

医療安全対策の標準化を図るために、「病院間における医療安全相互チェック実施要綱」を策定し、全国の病院で医療安全相互チェックを実施しています。

相互チェックは、概ね3病院で1つのグループを構成し、チェックを実施する病院、チェックを受ける病院及びオブザーバー病院の役割を担って交互に実施しています。

院内視察を通じて評価及び意見交換することで、新たな気づきや相互に学び合うことによる相乗効果が期待でき、この取組は国の施策のモデルにもなっています。

国立病院機構における医療安全相互チェック(イメージ)



「チェックを受ける病院」を「チェックを実施する病院」と「オブザーバー病院」が訪問し、医療安全の取組を院内視察形式により双方向で評価することで、チェックを「受ける病院」、「実施する病院」が相互に学び合うことによる相乗効果を期待するもの